

京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ通所リハビリテーション利用料金表

平成30年8月1日

法定一部負担金		負担割合（1割）	負担割合（2割）	負担割合（3割）
介護度別一部負担金 （通常規模型） （6時間以上7時間未満）	要介護 1	667円	1,334円	2,001円
	要介護 2	797円	1,594円	2,391円
	要介護 3	924円	1,848円	2,772円
	要介護 4	1,076円	2,152円	3,228円
	要介護 5	1,225円	2,450円	3,675円
送迎減算		-47円	-94円	-141円
入浴介助加算負担金	入浴をした場合	50円	100円	150円
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）負担金	医師の指示のもと、機能訓練士が計画作成し、実施した場合等	330円/月	660円/月	990円/月
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）負担金	開始月から6か月以内（実施条件あり）	850円/月	1,700円/月	2,550円/月
	開始月から6か月超（実施条件あり）	530円/月	1,060円/月	1,590円/月
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）負担金	開始月から6か月以内（実施条件あり）	1,120円/月	2,240円/月	3,360円/月
	開始月から6か月超（実施条件あり）	800円/月	1,600円/月	2,400円/月
リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ）負担金 （3ヶ月に1回を限度）	開始月から6か月以内（実施条件あり）	1,220円/月	2,440円/月	3,660円/月
	開始月から6か月超（実施条件あり）	900円/月	1,800円/月	2,700円/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算負担金	個別リハビリテーションを集中的に行った場合（実施条件あり）	110円	220円	330円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）負担金		240円	480円	720円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）負担金		1,920円	3,840円	5,760円
生活行為向上リハビリテーション実施加算負担金	開始月から3か月以内（実施条件あり）	2,000円/月	4,000円/月	6,000円/月
	開始月から3か月超6か月以内（実施条件あり）	1,000円/月	2,000円/月	3,000円/月
若年性認知症利用者受入加算負担金	若年性認知症の方を受入れ、担当スタッフを中心にサービスを行った場合に算定	60円	120円	180円
社会参加支援加算負担金		12円	24円	36円
中重度者ケア体制加算負担金		20円	40円	60円
栄養改善加算負担金		150円	300円	450円
栄養スクリーニング加算負担金		5円	10円	15円
重度療養加算負担金		100円	200円	300円
リハビリテーション提供体制加算	6時間以上7時間未満	24円	48円	72円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ負担金		18円	36円	54円
介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅴ	介護職員への資質の向上・職場環境・処遇の改善等への取組みに係る負担金 ※表1			
利用料金				
食費	食事負担金			650円
おやつ代	希望により食事以外に提供する飲食物			150円
教養娯楽費	※注1			100円
日用品費	※注1			100円
材料費	機能訓練にて個人的に必要な材料費			実費
おむつ代	施設備え付けのおむつを使用した場合			実費
施設利用料等領収証明書	1通につき			200円

表1

処遇改善加算名	加算算定率
処遇改善加算Ⅰ	4.7%
処遇改善加算Ⅱ	3.4%
処遇改善加算Ⅲ	1.9%
処遇改善加算Ⅳ	処遇改善加算Ⅲにより算出した単位×0.9
処遇改善加算Ⅴ	処遇改善加算Ⅲにより算出した単位×0.8

※処遇改善加算額は、法定一部負担金合計額を基に算出します

※処遇改善加算（Ⅳ）および（Ⅴ）については、一定の経過措置期間後に廃止されます。

注1	市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯などは保険者の認定により軽減措置があります
注2	教養娯楽費/日用品費においては、レクリエーション（祭等含む）費用、行事費用、調理実習費用、喫茶費用、入れ歯洗浄剤、シャンプー、リンス費用等
※ 上記金額は一部を除き日額表示です。利用形態により加算算定が変動します。	